

## 志摩市を元気にする創業支援補助金交付要綱

第1条 この要綱は、市内において創業又は第二創業(以下「創業等」という。)を行う者に対し、創業等による事業の経営基盤を強化するための補助金を予算の範囲内で交付することについて、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人若しくは法人が新たに事業を開始すること。
- (2) 第二創業 個人又は法人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに事業を開始すること。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市と創業支援協定を締結している金融機関(以下「協定金融機関」という。)が実施する支援制度に基づく支援を受けることに同意すること。
- (2) 許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていること。
- (3) 別表第1に掲げるいずれかの対象事業であること。
- (4) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業でないこと。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- (6) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなっ

た日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(7) 個人にあつては、第8条の規定による実績報告書の提出日において市内に住民登録があること。

(8) 第8条の規定による実績報告書の提出日において市内に事務所又は事業所を有すること。

(9) 市税を滞納していないこと。

(10) 過去にこの要綱による創業応援補助金を受けたことがないこと。

(補助の内容)

第4条 創業等に係る補助金の種類、補助金の額、補助の回数及び提出書類は、別表第2に定める。

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 利子補給補助金、家賃補助金及び空き店舗等活用補助金を申請することができる者は、創業応援補助金の交付を受けた者に限る。

(採用事業者の決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、エントリーシート(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 資格を証明する書類の写し(創業等に際して法令に基づく資格が必要な場合に限る。)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定によるエントリーシートの提出を受けたときは、その適否を決定し、その結果を志摩市を元気にする創業支援補助金採用事業者決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の規定により決定され、補助金の交付を受けようとする採用事業者(以下「申請者」という。)は、補助金の種類ごとに別表第2に定める

申請書及び提出書類を市長に提出しなければならない。

- 2 空き店舗等活用補助金については、志摩市空き店舗等活用補助金事前着手届(様式第6号の2)を添付することにより、創業応援補助金の交付決定を受ける前に申請をすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、当該申請書等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第6条の規定により当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付が決定された申請者(以下「交付決定事業者」という。)は、市長が別に定める日までに補助金の種類ごとに別表第2に定める実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を精査し、適正と認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第10条の規定により当該交付決定事業者に通知しなければならない。

(状況報告)

第10条 交付決定事業者は、事業を開始した日の属する年度の翌年度から3箇年度の間は、各年度につき1回、創業支援事業実施状況報告書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添えて、事業の実施状況を市長へ報告しなければならない。

- (1) 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては登記事項証明書(いずれも発行から3箇月以内のものとする。)
- (2) 経営状況を証明する書類(試算書、決算書等)
- (3) 従業員が複数存在する場合は、雇用実績を証明する書類
- (4) サポート経過報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき  
は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、  
市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の創業等を開始した月から起算して3年を経過する前に、当該  
補助金を活用した事業を廃止したとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令に違反した  
とき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者として  
ふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、志  
摩市を元気にする創業支援補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によ  
り、交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合  
において、当該取消しに係る部分が既に交付されているときは、志摩市を  
元気にする創業支援補助金返還命令書(様式第13号)により、期限を定めて  
その金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め  
る。

別表第1(第3条関係)

対象事業
地域特有の資源を有効に活用した事業
伝統産業・地場産業を活用した事業
観光資源を活用した事業
地域で生産される物の地産地消を推進する事業

備考

- 1 この表において「地域特有の資源」とは、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部改正をする法律(令和2年法律第58号)により廃止された中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第4条第1項に基づき指定した地域産業資源をいう。
- 2 この表において「伝統産業・地場産業」とは、漁業、水産養殖業、宿泊業をいう。
- 3 この表において「地域で生産される物の地産地消を推進する」とは、本補助金の交付を受け実施する事業で市内産品を3種類以上取り扱うことをいう。

別表第2(第4条、第6条、第8条関係)

補助金の種類	補助金の額	提出書類	
		申請書	実績報告書
		添付書類	添付書類
創業応援補助金	当該事業に係る融資額の2分の1以内(上限500,000円)の額	志摩市創業応援補助金交付申請書(様式第3号)	志摩市創業応援補助金実績報告書(様式第7号)
		・事業計画書 ・協定金融機関に融資の申込みをした	・開業届の写し又は法人の登記事項証明書

		<ul style="list-style-type: none"> <li>ことがわかる書類</li> <li>・市税に滞納がないことの証明書</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(法人)印鑑証明書</li> <li>・住民票の写し</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
利子補給補助金	当該事業に係る借入れに係る利子の全額(最長12箇月、上限100,000円)	志摩市利子補給補助金交付申請書(様式第4号)	志摩市利子補給補助金実績報告書(様式第8号)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の借入額が確認できる書類の写し</li> <li>・資金借入時の返済計画が分かる書類の写し</li> <li>・市税に滞納がないことの証明書</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子の支払が証明できる書類</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
家賃補助金	当該事業に係る事業所として借り受けた施設に係る家賃の2分の1以内(最長12箇月、上限500,000円)の額。ただし、当該事業所が住宅兼事務所等の場合は、建物	志摩市家賃補助金交付申請書(様式第5号)	志摩市家賃補助金実績報告書(様式第9号)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等の借上げに関する契約書の写し</li> <li>・市税に滞納がないことの証明書</li> <li>・その他市長が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃の支払が証明できる書類</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

	の床面積により補助金の額を按分する。	と認める書類	
空き店舗等活用補助金	当該事業に係る事業所として空き店舗等を活用して開設する際に係る工事費の2分の1(上限500,000円)の額。ただし、当該事務所が住宅兼事業所等の場合は、建物の床面積により補助金の額を按分する。	志摩市空き店舗等活用補助金交付申請書(様式第6号)	志摩市空き店舗等活用補助金実績報告書(様式第10号)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事見積書</li> <li>・ 改修工事の内容がわかる図面(平面図、立面図、断面図等)</li> <li>・ 不動産登記事項証明書(登記事項要約書でも可)</li> <li>・ 空き店舗等を借りる場合は、事業所等の借上げに関する契約書の写し</li> <li>・ 現況写真</li> <li>・ (交付決定前に事前着手する場合)志摩市空き店舗等活用補助金事前着手届(様式第6号の2)</li> <li>・ 市税に滞納がないことの証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約書等の写し</li> <li>・ 領収書の写し</li> <li>・ 完成写真</li> <li>・ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

		・その他市長が必要と認める書類	
--	--	-----------------	--

